

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年8月27日(2009.8.27)

【公表番号】特表2009-501575(P2009-501575A)

【公表日】平成21年1月22日(2009.1.22)

【年通号数】公開・登録公報2009-003

【出願番号】特願2008-521716(P2008-521716)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/58 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/58 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月8日(2009.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

骨を固定するための装置であって、

前記装置は、骨板を備え、

前記骨板は、

長軸を画定し、且つ板本体を骨に固定する締結具を受容する複数の開口部を画定する前記板本体であって、前記複数の開口部が細長い開口部を含み、該細長い開口部は、長軸に對して平行に伸張され、且つ傾斜を付けた皿穴面を含み、該傾斜を付けた皿穴面は、前記傾斜を付けた皿穴面に対し締結具の頭部の回転を、前記長軸に對して平行な締結具の動きに結合するために構成される板本体と、

前記細長い開口部より前記骨に近接して配置するために、前記細長い開口部の下に配置された貫通穴を画定している係止要素であって、該係止要素は、前記細長い開口部から前記貫通穴で受容される前記締結具とねじ係合状態に配置されるように構成され、前記締結具が存在しない場合は、前記長軸に對して平行に移動するように前記板本体に摺動可能に連結される係止要素と、

を含んでいることを特徴とする装置。

【請求項2】

前記板本体が前記係止要素を少なくとも部分的に受容する空洞を画定する内面を含み、前記内面が下方に面する場合に前記板本体が前記係止要素を前記空洞内で支持していることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記係止要素が少なくとも1つのフック部分を含み、前記係止要素が前記少なくとも1つのフック部分を使用して前記板本体に連結されていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記係止要素が屈曲金属シートを含んでいることを特徴とする請求項1又は請求項3に記載の装置。

【請求項5】

前記貫通穴は、雌ねじを含んでいることを特徴とする請求項1～4のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 6】

前記係止要素が第1の係止要素であり、前記第1の係止要素と共に集合的に1組の係止要素を形成する1つまたは複数の追加の係止要素をさらに備え、前記1組の係止要素が前記板本体に連結され、各係止要素が別個に移動可能であることを特徴とする請求項1～5のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 7】

前記板本体が前記長軸に平行に測定される長さを有し、前記係止要素が摺動することができ、運動範囲が前記長さのサブセットだけに制限されることを特徴とする請求項1～6のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 8】

前記板本体が外面を有し、前記係止要素が、前記締結具が前記板本体に締め付けられたときに前記係止要素の少なくとも一部が前記外面に近づくように移動するよう構成されることを特徴とする請求項1～7のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 9】

前記板本体の前記細長い開口部を通って前記係止要素とねじ係合して骨内に配置される骨ねじをさらに備えていることを特徴とする請求項1～8のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 10】

前記係止要素は、前記締結具とねじ係合するために1つの貫通穴のみを有することを特徴とする請求項1～9のいずれか一項に記載の装置。